

西山仏讃歌の会会則

(名 称)

第1条 本会の名称は「西山仏讃歌の会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、京都市南区久世東土川町160番地善法寺に置く。

(目 的)

第3条 仏讃歌を多くの人に広め、歌ってもらうとともに、仏の教えをより身近に感じてもらうことを目的とする。

(会 員)

第4条 本会の会員は、第3条の目的に賛同したものであれば特に資格はなく、誰でも入会できる。

(事 業)

第5条 本会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1、 本会編集の仏讃歌集等を中心に、より多くの人に仏讃歌を広める
- 2、 ご本山主催の法要等に参加し協力する。
- 3、 歌唱指導、講習会、公演会等の活動に取り組む。
- 4、 仏讃歌の楽譜編集、及び発行。
- 5、 仏讃歌の作曲。
- 6、 会員への楽譜の提供。
- 7、 仏讃歌のCD制作。
- 8、 その他、必要に応じた事業及び啓発活動。

(役員・委員)

第6条 本会に次の役員及び委員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1、 名誉会長 | 1 名 |
| 2、 顧問 | 若干名 |
| 3、 会長 | 1 名 |
| 4、 副会長 | 若干名 |
| 5、 委員長 | 1 名 |
| 6、 副委員長 | 1 名 |
| 7、 事務局長 | 1 名 |
| 8、 事務局次長 | 2 名 |
| 9、 委員 | |

(選出と任務・構成)

第7条 役員及び委員の選出、ならびに任務は次のとおりとする。

- 1、 名誉会長は、現総長に依頼する。
- 2、 顧問は会長が推薦し、総会の承認を経て委嘱する。
- 3、 会長は会員のなかより、総会に於いて選出する。会長は本会を代表する。
- 4、 副会長は会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、合議により職務を代行する。
- 5、 委員長は会長が推薦し、総会の承認を経て会長が委嘱する。委員長は会長の指針を受け、会務を統理する。
- 6、 副委員長は委員長が委嘱し、委員長事故あるときは、合議により職務を代行する。
- 7、 事務局長は委員長が委嘱し、事務局を構成して本会の会務を統括をする。
- 8、 事務局次長は委員長が委嘱し、事務局長を補佐する。事務局長事故あるときはこれを代行する。
- 9、 委員は各支部ごとに若干名、委員長が委嘱する。各支部委員の中から支部長を委員長が委嘱する。

(運営委員会)

第8条

- 1、 本会の運営方針、活動計画、事業推進について協議、議決し実行に移す
- 2、 会長・副会長・委員長・副委員長・事務局長・各支部長で構成する

(役員並びに委員の任期)

- 1、 役員並びに委員の任期は3年とする。ただし再選は妨げない。
- 2、 役員並びに委員に欠員が生じたときは、ただちに欠員を補充するものとする。ただし、その任期は前任者の在任期間とする。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催する。また、運営委員会が必要と認めたときは、臨時総会を委員長が招集する。

(経 費)

第11条 本会運営のための経費は、次の収入によるものとする。

- 1、 会 費
- 2、 寄付金
- 3、 出版物利益
- 4、 その他

(会 費)

第12条 会費寺院＝年額3000円 檀信徒・他＝2000円とする。
他に、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。臨時
会費の徴収は運営委員会の承認を要する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31
日に終わる。

(会計監査)

第14条 本会に会計監査2名置く。会計監査は総会において選出し、
経理について監査をする。

(会則改正)

第15条 会則の改正については、総会の議決を要する。

付 則

- 1、 本会の会則は 平成13年11月15日より施行する。
- 2、 会則一部改正 平成20年1月28日
- 3、 会則一部改正 平成21年1月29日
- 4、 会則一部改正 令和 6年2月 1日